

税務・財務相談

Q & A

東日本大震災等により被災した 中小企業の復興支援策について 7

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



2月号では、東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた福島県内の中小企業者等の事業再開や事業再生を支援するために設立された「福島県産業復興相談センター」、
「福島産業復興機構」をご紹介させていただきました。今月号では、ふくしま産業復興企業立地補助金、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金、ふくしま産業復興雇用支援助成金をご紹介させていただきます。

〔質問〕

震災等により被災した県内企業の復興を応援する最新の支援策はどのようなものですか。

〔回答〕

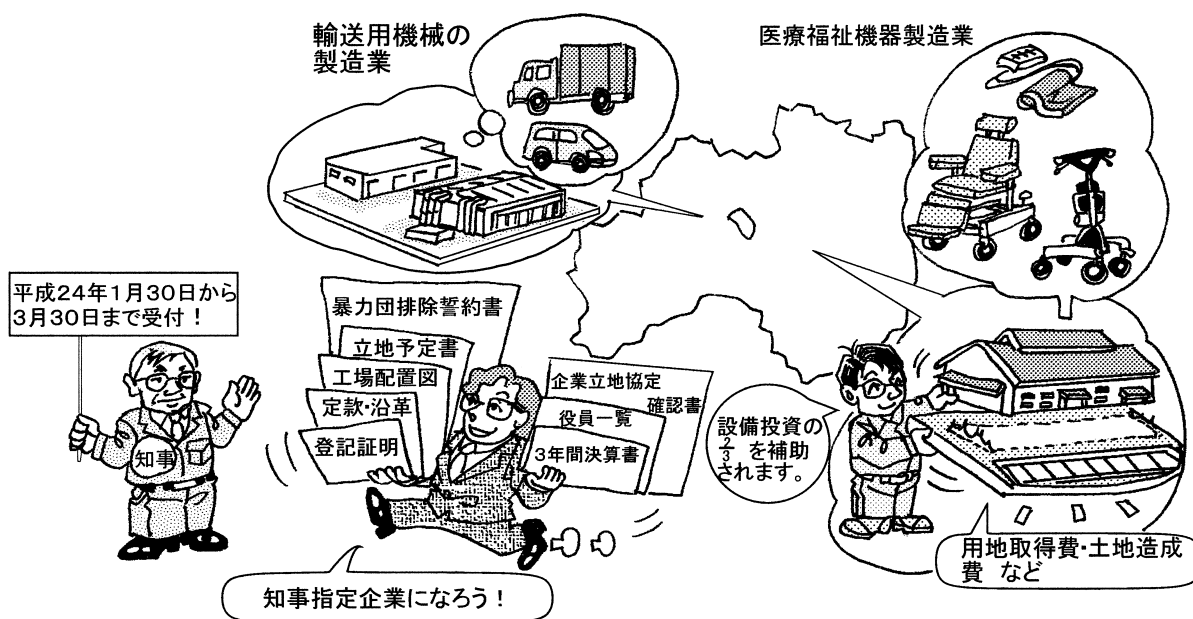
今月号で紹介する被災した中小企業の復興を応援する支援策は、ふくしま産業復興企業立地補助金、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金、ふくしま産業復興雇用支援助成金です。

1. ふくしま産業復興企業立地補助金

ふくしま産業復興企業立地補助金は、東日本大震災及び原子力災害により広域的に被害を受けた福島県の復興再生を促進するために、県外からの

新規・復帰立地、県内での新增設・移転を行う製造業等の民間企業（以下「企業」という。）に対して用地取得費をはじめとした初期投資に係る経費を幅広く支援するための補助事業です。交付要件は、企業が1億円以上の設備投資をして、かつ、新規地元雇用者を5人以上雇用すること等です。この補助金の補助率は、最大で設備投資額の3分の2以内と設定されています。例えば1億2千万円の設備投資であれば8千万円が補助される可能性があります。

交付要綱には福島県は、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与するため、将来性と成長性が見込まれるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する



企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付しますと記載されています。

補助金の交付対象となる企業（以下「補助対象企業」という。）は、工場等を新設又は増設する次のいずれかに該当する企業であって、知事が指定した企業（以下「指定企業」という。）です。ただし、補助対象企業が設立した企業、株式の大部分を所有する又は連結決算を行う企業等、密接な関係があると認められる企業については、同一企業とみなされます。

- (1) 製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種
- (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条に定める指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）のうち製造業及び研究所を設置する業種
- (3) 日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、

外航海運業、沿海海運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業又は卸売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）及び製造業又は小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていない等の物流施設を設置する業種

- (4) コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種
- (5) 知事が特に認める企業

知事の指定を受けようとする企業は、原則として工場等の建設工事に着手する60日前までに、ふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定（変更）申請書（以下「補助金対象企業指定（変更）申請書」という。）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、補助対象企業として知事の指定を受けなければなりません。

- (1) 立地予定位置図（2万5千分の1又は5万分の1の地形図）
- (2) 工場等の主要施設の配置計画図（500分の1程度の縮尺による図面）
- (3) 定款及び沿革を明らかにした書類
- (4) 登記事項証明書
- (5) 最近の3年間における決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）
- (6) 企業立地協定確認書（第2号様式）※3部提出
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（第1号参考様式）
- (8) 役員等一覧（第2号参考様式）
- (9) その他知事が必要と認めるもの

知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、交付要件に合致するかどうか審査した上で補助対象企業として指定し、ふくしま産業復興企業立地補助金補助対象企業指定通知書（第3号様式）により、通知します。また補助対象企業に対し、必要に応じて、事業計画の内容について報告を求めることができます。企業は、補助金対象企業指定申請書の内容について、補助金の対象となる経費が10%を超えて増減する場合は、補助金対象企業指定（変更）申請書（第1号様式）により変更申請しなければなりません。

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、投下固定資産額（土地購入費を含む。）及びこれと合わせて実施する付帯工事費（土地造成費を含む。）です。

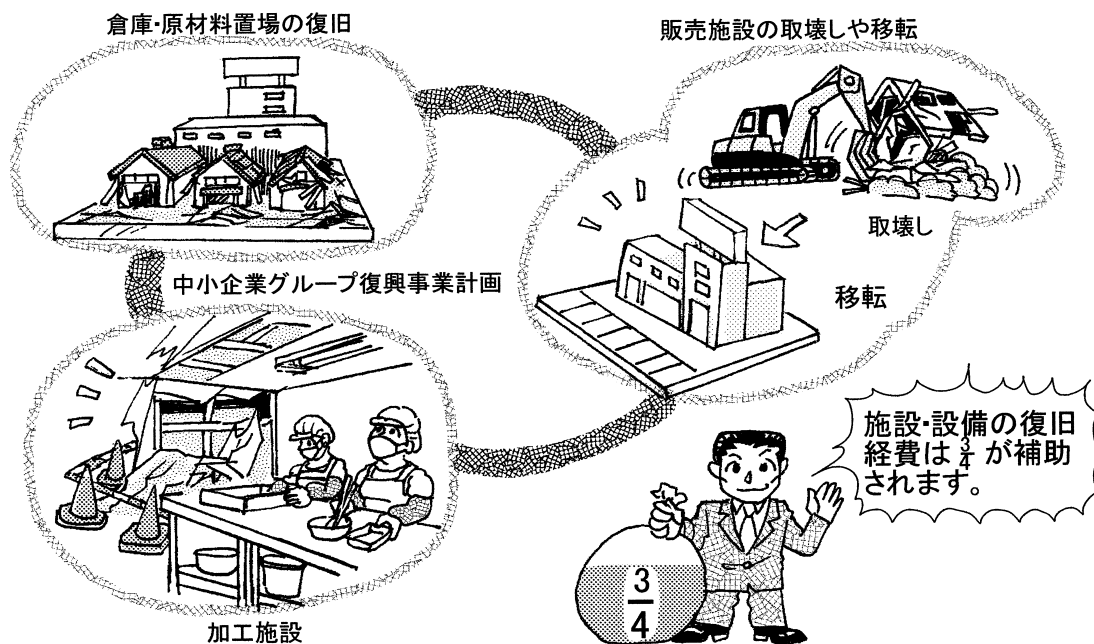
最初の受付期間は平成24年1月30日から同年3月30日となっていて、次回の受付は別途定めることになっています。

2. 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的としています。

福島県は、平成24年1月10日から31日まで3次公募を実施して、県の計画認定審査会において復興事業計画の認定を行った案件について、国の補助事業審査委員会の審査を経て、2月22日に採択事業を決定しました。

補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成23年8月17日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員です。補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備を復旧するのに要する経費（以下「経費」という。）です。経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設及び設備を新たに整備するための経費を加えることを妨げません。施設及び設備は次の通りです。



【施設及び設備の内容】

区分	内 容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設。
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの。

注) 上記の施設及び設備の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

また、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備であって、平成23年3月11日以降で補助金交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、県が適正と認めた場合には、対象とします。

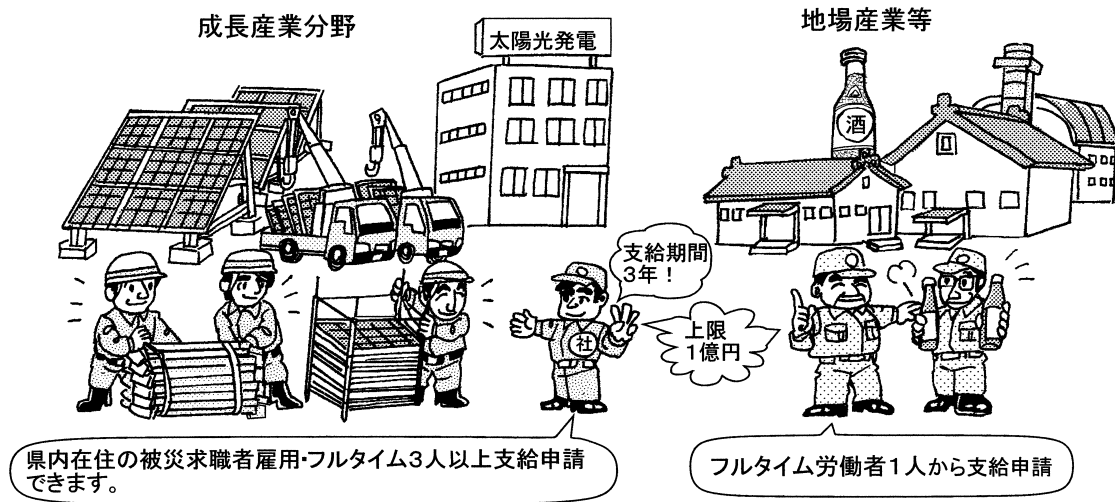
補助金の額は、上記に規定する施設及び設備の復旧・整備に要する経費の4分の3以内とされます。中小企業者以外の会社の施設及び設備の復旧・整備に要する経費の2分の1以内となります。

3. ふくしま産業復興雇用支援助成金

福島県は、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り、被災地域の復興を支えるため、これらの求職者の雇入れに対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びふくしま産業復興雇用支援助成金支給要綱の定めるところにより、予算の範囲内でふくしま産業復興雇用支援助成金を支給します。

助成金の対象事業所は、次の各号のいずれかに該当する県内の事業所です。

- (1) 平成23年3月11日以降に新しい事業や地域の中核となる事業を対象とした国又は地方自治体の補助金・融資（別途知事が定めるものに限る。）の採択を受けた事業所。この場合、フル



タイム労働者で1人（短時間労働者は2人）から支給申請ができるものとする。

(2) 次のいずれかに該当し、地方自治体が振興を行っている産業分野において相当数の雇用創出などが期待される事業所。

ア 前号に準じて市町村が行う補助金・融資の採択を受けた事業所

イ 県が産業施策として定めた成長分野（別表に掲げる業種等）

ウ 県が産業施策として定めた地場産業等（別表に掲げる業種等）

別表

1. 成長産業分野	
ア	再生可能エネルギー関連の製造業
イ	輸送用機械・半導体関連の製造業
ウ	医療・福祉機器関連の製造業
エ	農商工連携産業
2. 地場産業等	
ア	食料品・飲料製造業
イ	繊維工業
ウ	木材・木製品製造業
エ	家具・建具製造業
オ	工芸品の製造業
カ	観光レクリエーション施設運営業
キ	宿泊業
ク	旅行業

ア、ウに該当する場合は、フルタイム労働者で1人（短時間労働者は2人）から、イに該当する場合は、フルタイム労働者で3人以上（短時間労働者は6人以上）から支給申請ができます。

しかし次のいずれかに該当する事業主は、支給対象となりません。

(1) 不正な行為により、本来支給を受けることのできない助成金等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定されるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主

(3) 福島県税に未納がある事業主

助成金の対象となる雇入れは、県内在住の被災求職者を対象にした、期間の定めのない雇用又は

1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なものに限る。）であって、平成23年11月21日以降支給申請の提出期限までに雇用（再雇用含む）を開始したものであることが必要です。ただし、再雇用した者の数の割合は、雇入れ数の8割までとします。短時間労働者については、雇用保険の一般被保険者となる場合（週20時間以上）に限り支給の対象となります。

支給対象期間は、支給要件を満たした雇入れ日から3年間とし、3年を経過する日が平成28年3月31日を超える場合は平成28年3月31日までとなります。ただし、交付決定の日が平成23年度に行われたものについては3年を経過する日が平成27年3月31日を超える場合は平成27年3月31日までとなります。

助成金の支給額は、次の表の区分に応じた助成対象者1人当たりの額に、助成対象者の人数を乗じて算出した額となります。

支給対象事業所の区分	雇用区分	雇用形態	1年目	2年目	3年目	合計
第1号該当事業所	新規雇用及び再雇用	フルタイム労働者	120万円	70万円	35万円	225万円
		短時間労働者	60万円	30万円	20万円	110万円
第2号該当事業所	新規雇用	フルタイム労働者	120万円	70万円	35万円	225万円
		短時間労働者	60万円	30万円	20万円	110万円
	再雇用	フルタイム労働者	110万円	60万円	30万円	200万円
		短時間労働者	50万円	25万円	15万円	90万円

助成金の支給額については、起算日から最初の1年が経過するまでを1年目、その後の1年を2年目、残りの1年を3年目とし、労働者の雇用期間に対応する年目ごとの支給額を年支給対象期間の日数で除した日額に、支給決定日以後6カ月を経過することの雇用日数を乗じて得た額を

支給することとします。ただし、支給決定日以後最初の支払い時には、支給が決定された対象労働者の雇い入れた日分から支給できるものとします。支給額の総額は1事業所につき1億円を上限となります。助成対象とされた労働者が自己都合により離職した場合であって、事業主が助成対象者に該当する被災求職者を新たに雇い入れたときは、当該離職した助成対象者と同等の条件で雇用した場合には、支給額の範囲内で当該被災求職者を助成対象者とすることができます。ただし、当該離職した助成対象者について補充された被災求職者（以下「補充助成対象者」という。）を同様に雇い入れた場合に限り、補充助成対象者が離職した場合も同様となります。この助成金の支給を受けた事業主が、対象となった労働者を事業主都合により解雇又は雇い止めした事実がある場合は、その人数分の支給額を減額されます。

ふくしま産業復興雇用支援助成金の支給対象は、「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」の採択を受けた事業所が含まれますので該当すれば物的支援と人的支援の両面での支援を受けることができます。

中小企業の復興を応援する最新の支援策についてご紹介させていただきました。事業の復旧・復興のためにぜひご活用ください。